

(評価点の配分に誤りがあったため、一部修正しました。 R5. 7. 31)

広島県商工労働局産業振興施策公募型プロポーザル選定委員会
 提案書評価基準
 新商品・サービス開発伴走型支援事業

審査項目	審査基準	評価点
1 遂行能力	○ 実績やノウハウ、業務遂行能力があること。(係数2)	20
2 企画提案	○ 提案に具体性・妥当性があること。(係数2)	20
	○ 自社製品開発や新規事業等に取り組んでいる、もしくは取り組みを考えている企業を対象に、新たな社会的価値の創造を後押しする提案が示されていること。	10
	○ 目標設定は意欲的であり、目標達成に向けた明確な道筋が示されていること。	10
	○ 参加企業とのリレーション構築について、具体的な提案がされていること。	10
	○ 事業終了後の継続性や発展性について具体性・妥当性があること。	10
3 実施体制等	○ スタッフの配置等業務実施体制が適切で、実施スケジュールにも無理がない内容となっていること。 ・具体性、妥当性があるか。 ・他の事業者や県内コミュニティを有効に活用できているか。	10
4 見積価格	○ 経費の内訳が明確であり、妥当な業務価格であること。	10
合計		100

(評価点の配点基準)

評価	劣る	やや劣る	普通	優れている	非常に優れている
点数	1～2	3～4	5	6～8	9～10

※ 評価点の合計点数が満点の6割に満たない提案については候補者とししない。